

史跡姉小路氏城跡 保存活用計画書

2026

飛驒市教育委員会



写真1 古川城跡全景（東から）



写真2 小島城跡全景（南から）



写真3 野口城跡全景（南から）



写真4 向小島城跡全景（西から）



写真5 小鷹利城跡全景（北から）



写真6 古川城跡・小島城跡・野口城跡の範囲の航空写真（南東から）



写真7 向小島城跡・野口城跡・小島城跡の範囲の航空写真（北西から）



写真8 小鷹利城跡・向小島城跡・小島城跡の範囲の航空写真（北から）



写真9 古川城跡通路・虎口（調査時・東から）



写真10 古川城跡主郭の礎石建物跡（調査時・北から）



写真 11 小島城跡の石垣（北から）



写真 12 小島城跡の虎口（調査時・北から）



写真 13 野口城跡主郭の土塁（調査時・東から）



写真 14 野口城の畝状空堀群（調査時・南西から）



写真 15 向小島城跡主郭下の切岸・石垣（調査時・南から）



写真 16 向小島城跡の畝状空掘群（東から）



写真 17 小鷹利城跡主郭の礎石建物跡（調査時・南西から）



写真 18 小鷹利城跡の畝状空堀群（西から）



写真 19 古川城跡出土遺物



写真 20 小鷹利城跡出土遺物

序

飛驒市は、岐阜県の最北部に位置する自然豊かな町で、史跡姉小路氏城跡が存在する古川町はその南東部を構成しています。この地域は、宮川が貫流する古川盆地を中心に周囲を山々に囲まれた、中世さながらの地域の様子を今に伝えています。

姉小路氏城跡は、古川城跡・小島城跡・野口城跡・小鷹利城跡・向小島城跡の5城の総称です。これらの城跡は、各地域の人々によって城山として古くから大切にされてきました。飛驒市は平成29年(2017)以降、姉小路氏城跡を調査研究の中心として位置づけ、文献史料の調査、測量調査、発掘調査、歴史地理調査など各種の調査を実施しました。

調査の結果、中世の古川盆地一帯には、最初に飛驒国司・姉小路氏の一族が拠点を構えたことが分かりました。その後、南飛驒から三木氏が進出してこの地域を押さえました。さらに、羽柴秀吉の命を受けた金森氏が飛驒に入りました。こうした歴史的な変遷が、それぞれの山城の築城や改修の跡からも確認されています。このような歴史的価値が認められ、令和6年(2024)2月、国史跡に指定されました。

この保存活用計画書は、これまでに実施した調査成果や、並行して実施した活用の成果を総括して史跡の価値を明らかにし、将来に継承するための指針として策定したものです。

今後はこの計画書を、本市の文化財保護の手引きとして活用し、この史跡が当市の誇る優れた歴史遺産・地域資源として、市民の皆様とともに守り伝え、遠い未来の子どもたちにも誇りや親しみのある場所となることを切に願います。

最後となりましたが、本計画の策定に当たり、多大な御支援・御協力をいただいた関係諸機関並びに関係者各位に深く感謝申し上げます。

令和8年(2026)3月

飛驒市教育委員会

教育長 下出 尚弘

例 言

- 1 本書は、岐阜県飛騨市古川町に所在する国指定史跡姉小路氏城跡の保存活用計画書（以下、「本計画」）である。
- 2 本保存活用計画の策定事業は、飛騨市教育委員会事務局文化振興課が主体となり、令和6年度と令和7年度の2ヵ年で実施した。
- 3 本事業は、国庫補助金（史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金）を受けて実施した。
- 4 本計画の策定にあたっては「姉小路氏城跡整備委員会」を開催し、専門的見地から検討を重ねた上で策定したものである。また、文化庁及び岐阜県の指導・助言を受けた。
- 5 本計画の策定にあたっては、『史跡等整備のてびき』（2005、文化庁文化財部記念物課 監修）及び『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（2015、文化庁文化財部記念物課 監修）に則り内容を検討した。
- 6 本計画の執筆ならびに編集は、「姉小路氏城跡整備委員会」における協議結果を踏まえ、飛騨市教育委員会事務局文化振興課が担当した。
- 7 本計画の編集並びに事業に係る事務の一部を株式会社ウェブプランニングオフィスに委託した。

凡 例

- 1 表記の混乱を避けるため、史跡に指定されている各山城跡（古川城跡・小島城跡・野口城跡・向小島城跡・小鷹利城跡）を総括して指す場合は、「城跡」と表記する。また、文意で山城であることを説明する場合は「山城」と表記する。
- 2 畝状空堀群 / 畝状堅堀群について、本計画では「畝状空堀群」の表記を基本とする。ただし、引用文等はその限りではない。

目 次

第1章 計画策定の沿革と目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画策定の目的と発効・計画期間	1
第3節 計画策定組織	2
第4節 保存活用計画の検討の流れ	8
第5節 史跡をとりまく環境	13
1. 社会的環境	
2. 自然的環境	
3. 関連する行政計画	
第2章 史跡の概要	30
第1節 指定に至る経緯	30
第2節 指定の概要	35
第3節 指定範囲及び土地所有・管理状況	41
第4節 各種法令による位置づけ	57
第5節 これまでの調査成果	70
1. 歴史的環境	
2. 指定前の調査成果	
3. 指定後の調査成果	
第3章 史跡の価値	113
第1節 史跡の本質的価値	113
第2節 史跡の構成要素	116
1. 地区区分と構成要素の分類	
2. 史跡の構成要素	
3. 史跡の周辺地域における要素	
第4章 現状・課題	133
第1節 保存（保存管理）に関する現状と課題	133
1. 保存（保存管理）に関する現状	
2. 保存（保存管理）の課題	
第2節 活用に関する現状と課題	184
1. 活用の現状	
2. 活用の課題	
第3節 調査研究に関する現状と課題	193
1. 調査研究の現状	
2. 調査研究の課題	
第4節 整備に関する現状と課題	197
1. 整備の現状	
2. 整備の課題	
第5節 運営・体制の整備に関する現状と課題	202
1. 運営・体制の現状	
2. 運営・体制の課題	

第5章 大綱と基本方針 203

第1節 大綱..... 203

1. 前提・動機
2. 現状の整理
3. 史跡姉小路氏城跡の目指す姿

第2節 基本方針..... 205

1. 保存（保存管理）の基本方針
2. 活用の基本方針
3. 調査研究の基本方針
4. 整備の基本方針
5. 運営・体制の基本方針

第6章 保存（保存管理） 208

第1節 保存（保存管理）の方向性..... 208

第2節 保存（保存管理）の手法..... 208

1. 全体の保存（保存管理）の手法
2. 地区ごとの保存（保存管理）の方針と手法

第3節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準..... 213

1. 現状変更の取扱方針及び取扱基準
2. 地区ごとの取扱方針と取扱基準
3. 史跡における維持管理作業・森林施業等の取扱基準

第4節 追加指定と公有化の方向性..... 218

1. 追加指定
2. 公有化

第7章 活用 219

第1節 活用の方向性..... 219

第2節 活用の手法..... 221

1. 研究交流への活用
2. 学校教育における活用
3. 生涯学習における活用
4. 地域振興への活用
5. 観光振興への活用
6. 活用促進の広域連携
7. 情報発信・普及啓発
8. 活用のために必要な整備

第8章 調査研究 225

第1節 調査研究の方向性..... 225

第2節 調査研究の手法..... 226

1. 調査研究の手法
2. 調査研究計画

第9章 整備 230

第1節 整備の方向性 230

1. 全体の方向性
2. 整備にあたっての基本的な考え方

第2節 整備の手法 232

1. 保存のための整備
2. 森林整備
3. サイン整備
4. 登山道・園路・便益施設・管理施設の整備
5. ソフト整備
6. 遺構整備
7. ガイダンス施設の整備
8. 広域的なネットワーク整備

第10章 運営・体制整備 239

第1節 運営・体制整備の方向性 239

第2節 運営・体制整備の手法 239

第11章 施策の実施計画の策定・実施 241

第1節 実施すべき施策 241

第2節 短期計画 241

第3節 中期計画 241

第4節 長期計画 241

第12章 経過観察 243

第1節 経過観察の方向性 243

第2節 経過観察の手法 243

第13章 整備基本構想 246

第1節 短期における整備の実施内容 246

第2節 全体の整備内容 246

1. 保存のための整備
2. 見学環境の整備
3. 周辺整備構想

第3節 城跡ごとの整備内容 258

1. 古川城跡における整備内容
2. 小島城跡における整備内容
3. 野口城跡における整備内容
4. 小鷹利城跡における整備内容

引用・参考文献 276

資料編

資料編 1 ~ 119

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

史跡姉小路氏城跡（以下、「史跡」）は、中世の飛驒北部・古川盆地周辺を本拠としていた姉小路氏が築いた5ヵ所の山城群（古川城跡、小島城跡、野口城跡、向小島城跡、小鷹利城跡）からなる。5城はいずれも戦前に県史跡に指定され、戦後の新条例下、昭和31年（1956）に小島城跡と古川城跡が旧古川町の史跡に指定された。同33年（1958）には向小島城跡が、34年には野口城跡・小鷹利城跡が指定された。さらに同年、小島城跡・向小島城跡・小鷹利城跡・古川城跡の4城が岐阜県史跡に指定された。昭和42年（1967）には小鷹利城跡の旧河合村側も村史跡に指定され、昭和51年（1976）に当該地が県史跡に追加指定された。平成12年度（2000）以降、岐阜県中世城館跡総合調査において姉小路氏城跡を含む城館跡の現地調査が実施され、平成16年度（2004）刊行の飛驒地区分の報告書に成果が掲載された（岐阜県教育委員会2005）。県内全域における調査成果を受け、平成20年（2008）7月29日に開催された文化庁文化財部記念物課（当時）が組織する「中世城館遺跡・近世大名家墓所保存活用委員会」において、古川城跡・小島城跡・野口城跡・向小島城跡・小鷹利城跡の5城は、関連城館群として国史跡指定レベルであると位置づけられた。これを受けて、平成21年（2009）に岐阜県から飛驒市に照会のあった県内重要遺跡の現状調査の中で、飛驒市は「今後、姉小路氏関連の城館群として史跡指定を検討する」と回答し、姉小路氏城跡に関する将来的な保存活用の推進と国史跡指定の検討を行う方針であった。

これまで、城跡はそれぞれの地域で憩いの場として保全・利用されてきた。特に小島城跡・野口城跡においては地元保存会によって、散策道の整備や眺望の確保のための樹木の整備を実施するなど利活用が図られる中で、さらなる保存活用推進の機運が高まっていった。そのような中、飛驒市は平成28年（2016）から29年（2017）にかけて複数の専門家の現地指導を受けた。指導を踏まえ、国史跡指定を目指して姉小路氏城跡の総合調査を実施することとした。

平成30年度（2018）から令和2年度（2020）にかけて、5城で発掘調査・測量調査・文献史料調査・歴史地理調査を行った。令和4年（2022）11月に『姉小路氏城館跡 総括報告書』（以下、「総括報告書」）を刊行し、令和6年（2024）2月21日には国史跡指定の官報告示がなされた。

以上により、史跡の価値を将来にわたって適切に保存活用することを目的に、周辺地域を含めた今後の保存・調査研究・活用・整備等の方針を定めるため、本計画を策定した。

第2節 計画策定の目的と発効・計画期間

本計画は、史跡の適切な保存活用を目的として策定する。本計画は、史跡の本質的な価値を確認し、現状の課題を整理し、それを克服・改善するとともに、史跡の望ましい将来像（大綱）を定め、その実現に向けて基本方針を示すものである。

具体的には、本質的価値の確実な「保存（保存管理）」、学校教育・生涯学習・観光・地域振興を視野に入れた「活用」、価値の顕在化や保存活用の前提となる「調査研究」、復旧及び公開活用のための「整備」、保存活用を進めるための「運営・体制」、当面実施すべき施策を盛り込んだ「実施計画」とその進捗状況確認を含めた「経過観察」、整備の基本理念や手法・将来的な実現の展望である「整備基本構想」について、それぞれ具体的な方向性と手法を明示する。本計画は、刊行日を以って発効とし、計画期間は発効から令和18年（2036）3月までの10年間とする。

第3節 計画策定組織

本計画の策定に当たっては、学識経験者・地元代表で構成される「姉小路氏城跡整備委員会（以下、「委員会）」を設置した。委員会では、飛驒市教育委員会事務局文化振興課（以下、「文化振興課」）が事務局となり計画案を提示し、協議を行った。また随時、文化庁・岐阜県の指導を仰いだ。そのほか、飛驒市全体の城跡の保存活用に係る関係者会議「飛驒市城跡保存活用推進協議会」において、調整・整合性を図り、その内容を計画に反映させた。当会議は史跡の所在地である飛驒市古川町内の保存団体だけでなく、神岡町の国史跡・江馬氏城館跡の保存団体も参加して市内全域の情報共有や意見調整を担っている。さらに、市民等の意見を計画書に反映させるべく、令和7年（2025）12月17日に計画書案に関する住民説明会を開催した。説明会開催の結果、特段の意見はなかった。

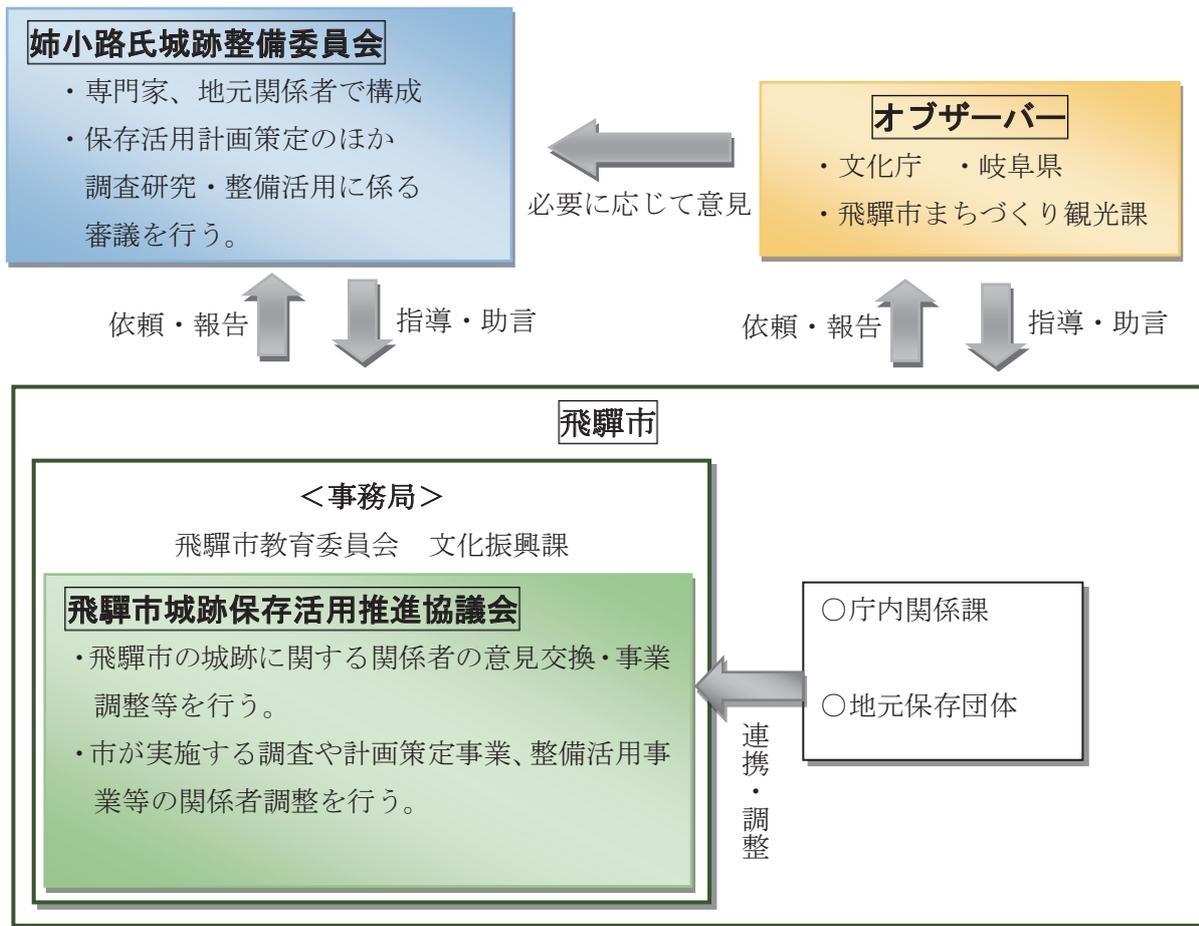


図 1-1 保存活用計画策定の体制

表 1-1 姉小路氏城跡整備委員会 名簿

委員		
氏名	所属・役職等	分野
◎中井 均	滋賀県立大学名誉教授	城郭史
○仁木 宏	大阪公立大学大学院教授	日本中世史
安江 健一	富山大学准教授	地質学
内堀 信雄	岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課	考古学
中谷 和司	飛驒市地域林政アドバイザー	森林
田中 教恵	飛驒市文化財保護審議会委員	
オブザーバー		
渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 史跡部門主任文化財調査官	
荻谷 菜々子	岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課 記念物保護係（令和6年度）	
小林 新平	岐阜県観光文化スポーツ部文化伝承課 記念物保護係（令和7年度）	
牛丸 岳彦	高山市教育委員会 文化財課長（令和7年度）	
竹田 慎二	飛驒市商工観光部まちづくり観光課長	
井畑 仁志	まちづくり観光課観光係長（令和6年度）／課長補佐兼観光係長（令和7年度）	
石原 伶奈	まちづくり観光課主査	
事務局		
都竹 淳也	飛驒市長	
下出 尚弘	飛驒市教育委員会教育長	
大庭 久幸	飛驒市教育委員会事務局長	
尾賀 寿治	文化振興課長	
三好 清超	文化振興課 課長補佐兼文化係長（令和6年度）／課長補佐（令和7年度）	
大下 永	文化振興課 主査（令和6年度）／文化係長（令和7年度）	
保谷 里歩	文化振興課 主事	



写真 1-1 現地指導の様子



写真 1-2 姉小路氏城跡整備委員会の様子

○飛驒市姉小路氏城跡整備委員会設置要綱

令和6年3月29日
教育委員会告示第1号

(設置)

第1条 姉小路氏城跡について、その文化財的価値を担保しながら保存活用及び調査研究を推進するにあたり、専門的な知見から助言を求めため姉小路氏城跡整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、姉小路氏城跡に関する次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 保存管理及び整備活用の方針に関すること。
- (2) 調査研究に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、保存管理及び整備活用に係る必要な事務

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、飛驒市教育委員会教育長（以下「教育長」）が委嘱する。

- 2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、教育長が委員の中から指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(オブザーバー)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼等)

第8条 委員への謝礼及び費用弁償の額並びにその支給方法は、飛驒市意見聴取等のための各種委員会等委員の謝礼及び費用弁償の支給に関する基準（令和2年飛驒市訓令第20号）の定めるところによる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、飛驒市教育委員会事務局文化振興課に置く。

<p>(補則)</p> <p>第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和6年4月1日から施行する。</p>

表 1-2 飛驒市城跡保存活用推進協議会 メンバー

飛驒市関係

部	課	備考
総務部	総務課	市有財産管理
企画部	総合政策課	総合計画・政策調整・地域振興・広報・PR
商工観光部	まちづくり観光課	まちづくり・観光
農林部	林業振興課	山林・鳥獣関係・地籍調査
基盤整備部	建設課	林道整備、都市計画、公園整備等
神岡振興事務所		神岡地域振興
教育委員会事務局	文化振興課	文化財・事務局

城跡保存会・地元区等

団体名	対象城跡	備考
小島城址公園整備委員会	小島城跡	
黒内区	小鷹利城跡	
末高区	野口城跡	
江馬遺跡保存会	下館跡・高原諏訪城跡	江馬氏城館跡
吉田公民館	傘松城跡	江馬氏城館跡



写真 1-3 飛驒市城跡保存活用推進協議会の様子



写真 1-4 計画書案説明会の様子

○飛驒市城跡保存活用推進協議会 内規

平成 29 年 8 月 1 日決裁

(設置)

第 1 条 飛驒市に存在する中世・戦国期の城跡を適切に維持し、これを管理し、及び活用を促進することを目的として、飛驒市城跡保存活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、飛驒市内の城館跡に関する次の事項を協議する。

- (1) 保存管理に関すること。
- (2) 管理体制に関すること。
- (3) 活用に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、下記の関係者によって組織する。

- (1) 飛驒市関係課
- (2) 関係行政機関
- (3) 城跡の保存・活用に係る団体
- (4) 城跡の所在する地域の区長
- (5) 観光関係団体

(幹事会)

第 4 条 協議会は、個別事項に関する実務レベルの協議を行うため、前条の構成員のうち必要なものを招集して幹事会を開催するものとする。

(招集および関係者の出席)

第 5 条 協議会および幹事会は、飛驒市教育委員会事務局文化振興課長が招集する。

2 協議会および幹事会には、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会および幹事会の庶務は、飛驒市教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(その他)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

表 1-3 姉小路城跡整備委員会の開催経過

回	開催日	審議内容
第1回	令和6年(2024)6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(古川城跡・小島城跡) ・保存活用計画策定の目的・現在に至る経緯 ・調査成果と史跡の価値づけについて ・史跡の現状(地区区分と構成要素の分類)
第2回	令和6年(2024)10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(小鷹利城跡) ・1～3章案の確認 ・史跡の現状、大綱と基本方針について
第3回	令和7年(2025)2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(古川郷土民芸会館・街なかポケットミュージアム) ・1～6章案の確認 ・活用、調査研究、整備について
第4回	令和7年(2025)6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(野口城跡) ・7～9章案の確認 ・体制整備、経過観察、整備基本構想の素案について
第5回	令和7年(2025)9月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・7～9章(修正案)の確認 ・10～13章案の確認
第6回	令和8年(2025)1月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書案全体の確認

表 1-4 飛驒市城跡保存活用推進協議会の開催経過

回	開催日	協議内容
第1回	令和7年(2025)3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画の策定に関する報告と保存の方針について ・保全活動に関する意見聴取
第2回	令和7年(2025)12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画書案の確認 ・保全活動に関する意見聴取

第4節 保存活用計画の検討の流れ

(1) 本計画の位置づけ

本計画策定にあたり、下記の通り計画の位置づけと行動計画を整理した。

本計画は固定的・静的なものではなく、ひとつの「循環の体系（サイクル）」の中で捉えている。史跡の本質的価値の定義・把握を踏まえ、史跡の指定という保存の措置を経て、日常的な管理へと回帰する大きな円環を構成している。

現在の計画はその第1段階にあり、史跡の日常的な維持管理や整備、公開・活用を実施し、経過観察や見直しを行う。その結果を踏まえて、将来的に第2段階へ進化・発展させる。

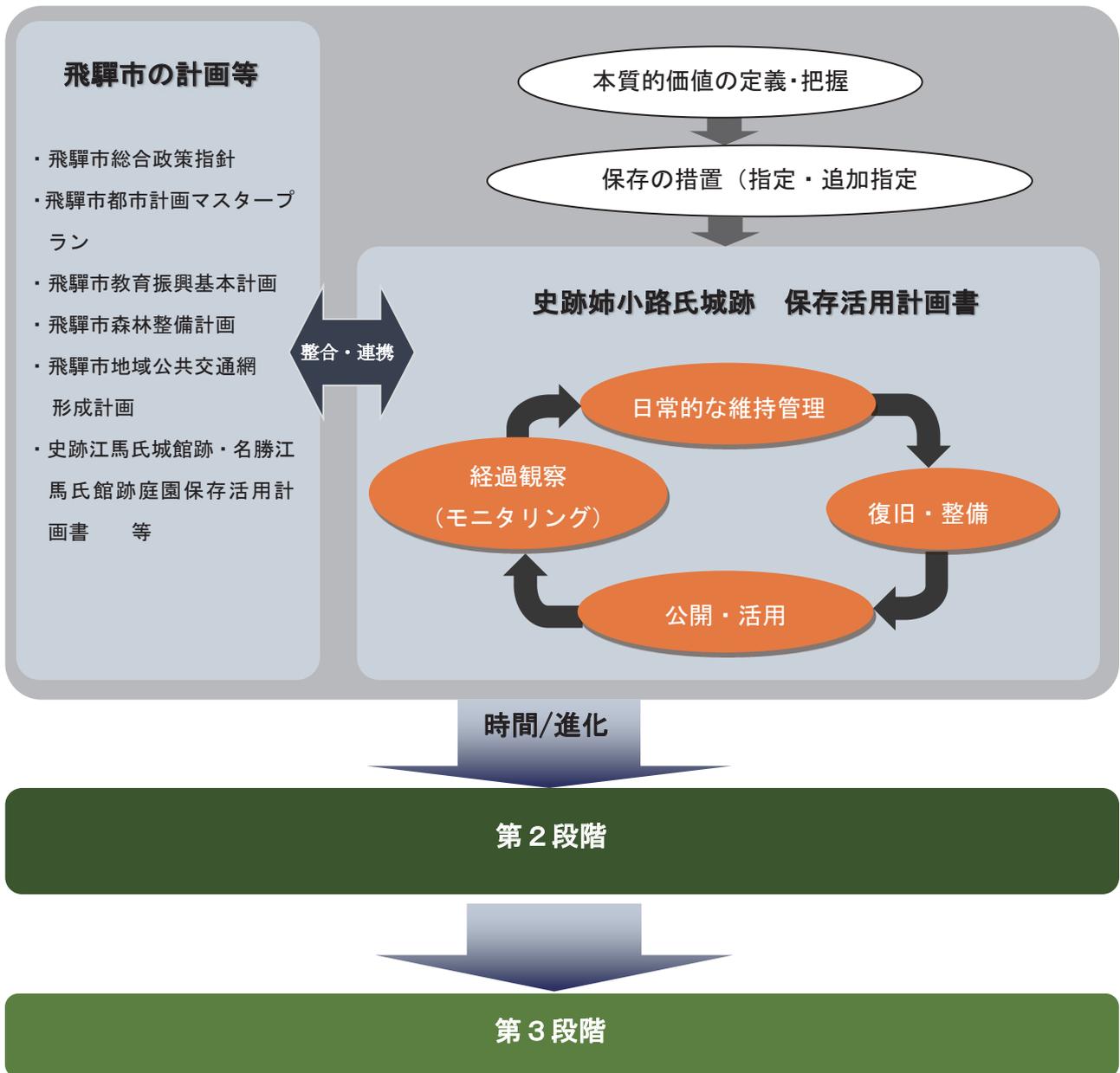


図 1-2 保存活用計画の循環の体系（サイクル）とその段階的な発展

(2) 史跡の本質的価値の把握と進化する価値評価の視点

史跡には「①本質的価値を表す諸要素」と「②付加的な事象・事物に関する諸要素」が含まれる(図1-3参照)。

「①本質的価値を表す諸要素」とは、指定説明文に明示されている諸要素、又は指定説明文から読み込むことの可能な諸要素である。その源泉は史跡の「本質的価値を表す事象・事物」であり、その全容は指定説明文において明示されている。さらに、史跡の本質的価値の評価の視点には、「時間の経過」とともに進化する部分が含まれる。

「②付加的な事象・事物に関する諸要素」とは、指定説明文からは読み込みにくい諸要素又は指定後に付加された諸要素であり、本質的価値と緊密な関係を持っている。その源泉である「史跡の付加的な事象・事物」には、保存の対象とすべきもののみならず、活用することにより付加されてきた多様なものも含まれる。これらに関する諸要素の中には、本質的価値の補完に好影響を及ぼすものと、改善・除却すべきものの双方がある。特に前者の中には、時間の経過とともに価値評価の可能性が生まれ、本質的価値を表す諸要素へと移行するものも想定される。

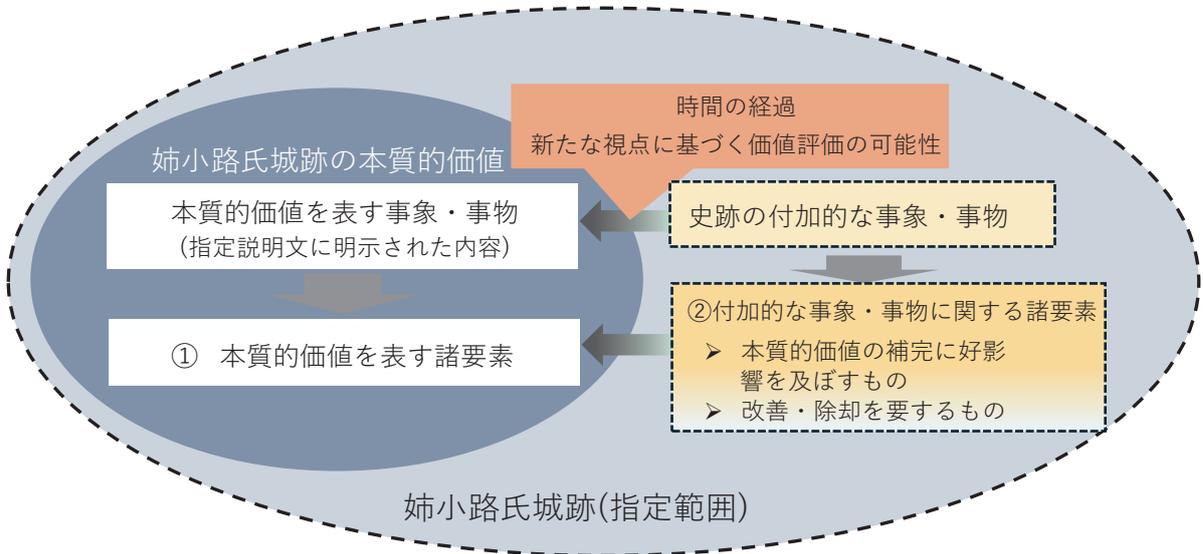


図1-3 史跡の本質的価値を表す事象・事物と付加的な事象・事物との関係

(3) 史跡が語る地域の歴史・文化のストーリー

史跡の保存活用を豊かに進めるためには、史跡の直近の周辺環境のみならず、地域の全体を視野に入れた自然(生態)的・地理的・歴史的・社会的な文脈の下に当該史跡を捉える視点が欠かせない。そのような固有の文脈を的確に読み解き、史跡が語る歴史・文化のストーリーを読み解くことが重要である(図1-4参照)。姉小路氏城跡で考えるならば、広域の歴史的空間領域である飛驒地域全体における史跡の歴史的な意義を突き詰めていくことである。

史跡は、地域に生きた人々の暮らし・営みにより、長い時間をかけて培われ伝えられた遺産である。したがって、史跡に直接関係する事象のみならず、地域の人々の暮らし・営みにも視野を広げ、一体として歴史・文化を捉えることにより、地域の特性は明確となる。こうして史跡が語る歴史・文化のストーリーを奥行きと深みのある魅力的なものへと発展させることが可能となる。地域に固有の文脈に基づき史跡が語るストーリーを捉える視点は、史跡と地域住民との物理的・

精神的な関係を明らかにすることを意味し、地域の人々にとって史跡の保存活用が象徴的な意味を持つことを確認することにもつながる。

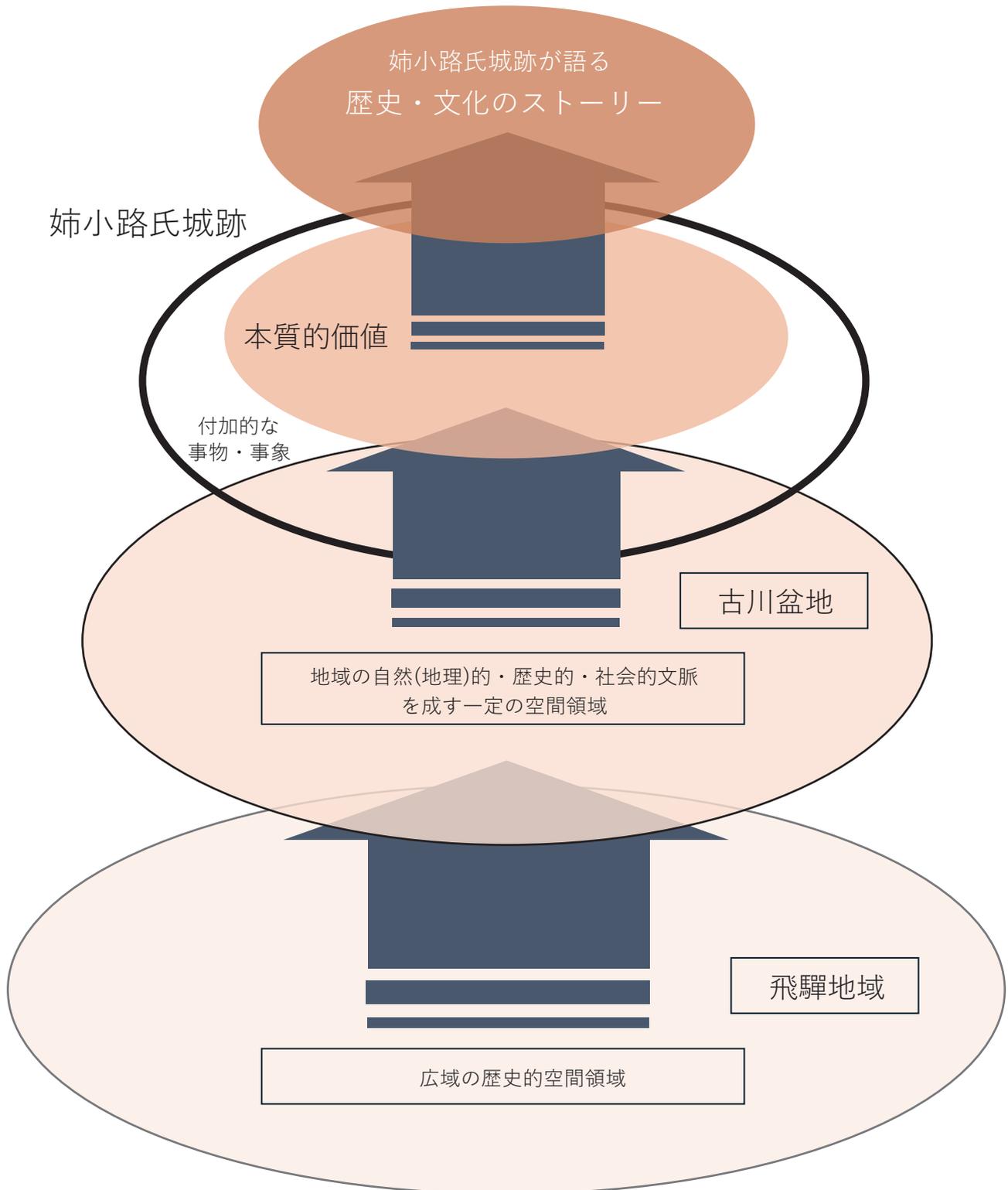


図 1-4 地域に固有の文脈の下に個々の史跡が語るストーリー

(4) 飛驒市の文化財の保存活用に係る基本理念

現段階で飛驒市は文化財保存活用地域計画を定めていない。しかし、その素となる考え方として、保存活用に係る基本理念を整理しているため、本計画に関連して示す。以下は平成30年(2018)1月28日に開催した飛驒市文化財保護審議会で確認した内容を一部修正したものである。

飛驒市は歴史・文化資源が非常に豊富な地域であり、時代を通して様々な文化遺産が存在している(図1-5)。とりわけ市内に存在する姉小路氏・江馬氏の城館跡は、文化財そのものの価値だけでなく、この地域固有の文化と結びつき、民具・産業・祭礼等、様々な文化遺産のルーツに関わる事が少なくないことが分かる(図1-6)。このような市の成り立ち、先人の努力を、住民が知り伝えていくことが重要であり、文化財の保存活用はその直接的な要素として必要なことである。一方で、人口減少、高齢化が進んでおり、その担い手の確保が深刻な問題となっている。さらに、飛驒市の財政的にも限界があり、文化財担当者の人的配置も限度がある。

そのため、文化財の保存活用の第一段階として、国指定若しくは指定相当の価値が認められ、市全体の文化財の保存活用に寄与するものについて市が重点的に取り組むことで、市全体の文化財に対する保護意識を高めることとしている。さらに第二段階として、各住民による自発的な保存活用の取り組みを促し、まち全体の魅力を高め、活性化に繋げることを目標としている。

具体的な取り組みの方針は以下の通りである。

- 1、飛驒市が主体となる保存活用に関する事業については、以下の文化財の市の重点政策として保存活用を積極的に推進し、市全体の歴史・文化遺産に対する保護意識を高め、飛驒市の観光振興・地域活性化に寄与させる。
 - ・古川祭の起し太鼓・屋台行事(ユネスコ無形文化遺産、国指定重要無形民俗文化財)
 - ・江馬氏城館跡(国史跡)、江馬氏館跡庭園(国名勝)
 - ・姉小路氏城跡(国史跡)
 - ・杉崎廃寺(指定相当の埋蔵文化財リスト登載遺跡)
 - ・民具や考古遺物のうち国指定物件及びそれに準ずるもの
(山樵用具、積雪期用具、中野山越遺跡出土品、塩屋金清神社遺跡出土品 等)
- 2、すべての市民が、飛驒市の歴史や文化について学ぶ・守る・活かすために学習する機会、仕組みを充実させる。
- 3、各地域に根付く文化遺産は指定・未指定問わず適切に保全する。それらの保存活用に関する各住民の自発的な取り組み(調査研究、保存活動、啓発事業)に、市は可能な限りの支援を行う。

上記1の通り、姉小路氏城跡の保存活用を推進することは、地域全体の文化財の保存活用に資することに繋がるものと捉えている。また、様々な活用事業を実施して普及啓発に努めることは上記2に則ったものである。さらに各城跡の保全を地域団体が担い、それを市が支援していることは上記3の考え方に基づくものである。本計画も上記の方針に留意しつつ、将来的に地域計画を策定するにあたっては、同様の方針で進めていくものである。

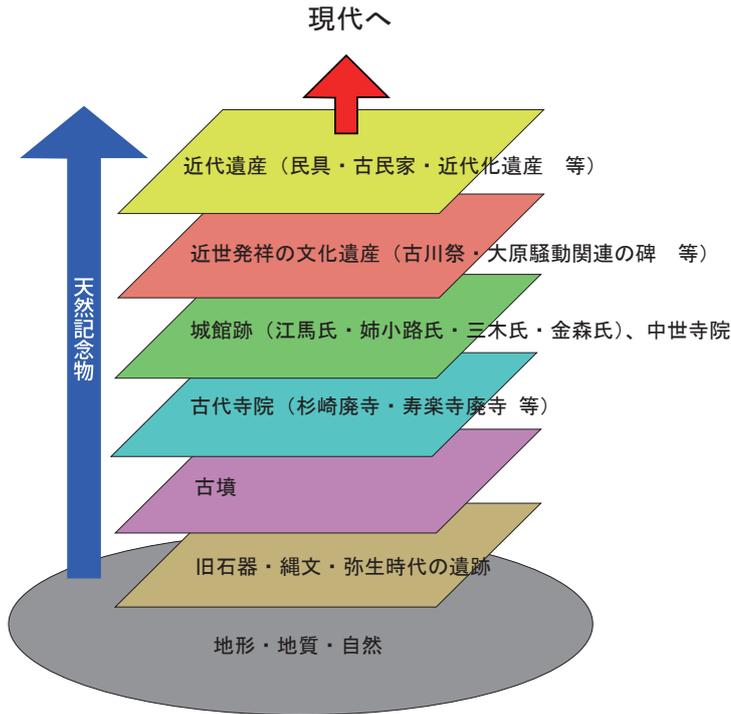


図 1-5 飛驒市の文化遺産のイメージ（歴史の重層性）

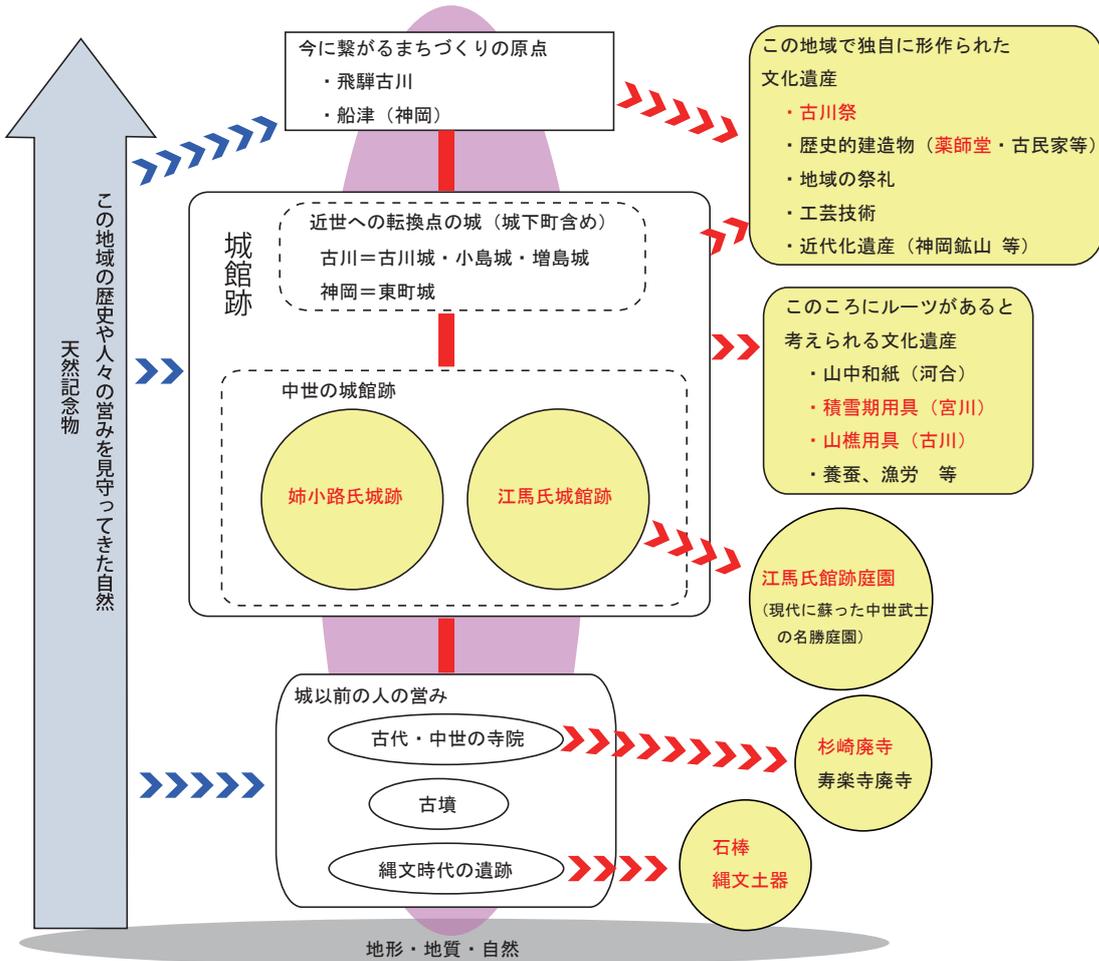


図 1-6 城跡を中心とする飛驒市の文化財保存活用のイメージ

第5節 史跡をとりまく環境

1. 社会的環境

(1) 飛驒市の概要

平成16年(2004)2月1日、古川町、神岡町、河合村、宮川村の2町2村が合併し、飛驒市が誕生した(図1-7)。本市は、岐阜県の最北端に位置し、北は富山県富山市、南は高山市、西は白川村に接している。県庁所在地の岐阜市から北約150km、高山市の北約15kmに位置している。

周囲は標高3,000mを越える北アルプスや飛驒山脈などの山々に囲まれ、総面積は792.31平方kmで森林が約93%を占めている。可住地域は約60平方kmと総面積の約7.6%で標高差は2,600mにもなる。このように広大な面積と大きな標高差がある上に、豪雪地帯(古川町以外は特別豪雪地帯)である。そのため、冬季は積雪により徒歩や自転車での移動は困難であることが多い。

市の人口は令和6年(2024)4月1日時点で21,887人(8,816世帯)である。その多くは古川市街地と神岡市街地に集中しており、飛驒市の約93%の人口が旧2町に居住している。全体的に人口は減少傾向にあり、最近10年では約13.3%減少している。一方で高齢化率は増加しており、令和6年(2024)4月1日時点において40.42%である。これは令和2年(2020)10月1日時点の全国平均28.8%と比較しても高い割合で、今後も当面その傾向が続く見込みである。

交通の状況は、県庁所在地の岐阜市からJR高山本線で2時間15分、富山市から1時間10分、東海北陸自動車道・清見インターチェンジから県主要地方道を経由して30分に位置している(いずれも市役所本庁舎のある古川町中心部まで)。また、国道41号、360号、471号が市内を縦・横断し物流・交通に貢献している。

産業として、非鉄金属製錬業や医薬品、自動車部品、セラミック製品、電子部品、給水栓、砥石、木製家具、粉末冶金、粉末加工など主に製造業が盛んである。農業では、飛驒牛に代表される肉牛畜産や高冷地野菜のトマトやほうれん草などの栽培が盛んに行われている。

観光資源として、標高3,000m越えの北アルプス連峰につながる北ノ俣岳、天生県立自然公園・奥飛驒数河流葉県立自然公園等、自然豊かな景勝地が多数存在する。また、東京大学素粒子研究施設「スーパーカミオカンデ」をはじめとした宇宙物理学研究施設、NHK連続テレビ小説「さくら」の舞台であり、アニメ映画「君の名は。」のイメージとして用いられている田舎町の風景、増島城下に所在する瀬戸川と白壁土蔵街など、多彩で個性にあふれた観光資源が存在する。



図1-7 史跡の所在する飛驒市古川町の位置

(2) 飛驒市の文化財行政の現状

飛驒市の財政規模は、令和6年度の一般会計当初予算が192.5億円である。うち、教育費に占める17.3億円で9.0%を占める。このうち埋蔵文化財の発掘調査も含めた、文化財関連予算は約2.700万円であり、教育費のうち約1.5%を占める。

令和6年(2024)4月1日時点での指定文化財の総数は369件であり、内訳として国指定10件、県指定60件、市指定263件、国登録文化財が34件となっている(表1-5)。およそ人口60人あたり1件の文化財が所在していることになる。文化財が非常に豊富である反面、各所有者は保存活用のための財政基盤の確保や後継者育成に苦慮している現状である。

表 1-5 飛驒市内指定文化財件数一覧(令和6年4月1日現在)

種別			指定			
種別1	種別2	種別3	国	県	市	国登録
記念物	史跡		2	10	48	
	名勝		1	0	5	
	天然記念物		1	19	45	
民俗文化財	無形の民俗文化財		1	7	6	
	有形の民俗文化財		3	2	14	
有形文化財	建造物		1	0	17	34
	美術工芸品	考古資料	1	5	10	
	美術工芸品	彫刻	0	5	25	
	美術工芸品	工芸品	0	5	17	
	美術工芸品	絵画	0	5	19	
	美術工芸品	古文書	0	1	16	
	美術工芸品	典籍	0	1	21	
	美術工芸品	書跡	0	0	13	
	美術工芸品	歴史資料	0	0	4	
		(美術工芸品 計)		1	22	125
無形文化財	芸能		0	0	1	
	工芸技術		0	0	2	
合計			10	60	263	34
総合計			369			

(3) 史跡に関連する指定文化財

指定文化財のうち、市内には姉小路氏城跡に関連する武将の歴史を伝える文化財も数多く残っている(表1-6)。姉小路氏の事績を残すものとして、「若草山の記」「後撰集」「足利義政詠着到百首和歌」「飛驒国司姉小路家譜」「姉小路両卿和歌短冊二葉」「姉小路基綱消息」(いずれも市指定美術工芸品)がある。「姉小路氏基綱消息」は、国認定重要美術品の物件が別途市内に所在する。さらに姉小路氏の肖像画である「絹本著色姉小路基綱、濟継画像」(市指定美術工芸品)が存在する。これらは、いずれも室町時代の宮廷歌人として著名な姉小路基綱やその子の濟継・濟子に関連する文化財で、増島城下の旧家に伝わったものである。これらは近世後期、国学者・田中大秀が古典文学や地域の偉人としての姉小路氏の事績を研究・顕彰する過程で、京都で自筆の典籍を入手・修理し、肖像画の作成を依頼する等したものである。「細江歌塚」「細江の跡」(いずれも市史跡)についても、この活動の延長として田中大秀の高弟をはじめとする地元村民の顕彰により守り伝えられてきたものである。

三木氏については、古川地域が元々の本拠でないためか関連する文化財は少ない。しかし、小島城跡の麓に所在する寿楽寺には、「紙本墨書大般若経」(県指定美術工芸品)が所在する。この大般若経には奥書が認められる巻が複数あり、その中には八日町の戦いを始めとする、戦国期の飛驒国の戦乱に関する記述があり、重要な歴史資料でもある。

古川町内には金森氏に関する文化財も多く残る。2代藩主・可重が当初城主として入ったとされる「増島城跡」は県史跡である。さらに可重の実父母の菩提寺・林昌寺には、「絹本著色金森可重画像」(県指定美術工芸品)が所在する。さらに同寺には「金森頼皆遺墨」「金森氏遺品」(いずれも市指定美術工芸品)といった金森氏関係の文化財が残り、山門は町内の円光寺と合わせて増島城跡の城門を移築したものと伝わっている。このほかにも、旧増島城下の地域には家臣の墓碑や美術工芸品等、金森氏に関する文化財が多く残っている。

宮川下流の河合町・宮川町にも武将に関する伝承が残る。宮川町においては、享禄年間に牛丸氏が籠った「忍城址」が所在する。そのほかにも、城郭遺構は確認されていないが、「小谷城址」「塩屋城址」が伝わり、「塩屋筑前守戦死の地」(いずれも市史跡)も存在する。河合町には、小鷹利城跡の城主に関する伝承を顕彰した「墳墓・後藤帯刀・無名戦士の碑」(市史跡)が存在する。これらの宮川町・河合町に所在する文化財は、飛越国境付近の軍事的緊張を伝承として語り継ぐものと言える。

飛驒市の神岡町内は、中世高原郷を治めた江馬氏の本拠であり、時期により姉小路氏や三木氏と敵対していた。神岡町内には主に江馬氏に関連する文化財が残る。古川盆地の勢力に関連する文化財として、八日町の戦いの直後、小島城主の小島時光が攻め落とした高原諏訪城跡(国史跡)がある。

第1章 計画策定の沿革と目的

表 1-6 史跡に関連する文化財一覧

地区	指定等	種別	名称	指定年月日	所有者	備考
古川	県指定	美術工芸	紙本墨書大般若經	S35. 10. 3	寿樂寺	平安
	県指定	美術工芸	絹本著色金森可重画像	H4. 11. 27	林昌寺	江戸
	県指定	美術工芸	紙本墨書方便法身像蓮如裏書附絹本著色方便法身像	S35. 10. 3	本光寺	文明 17 年
	県指定	美術工芸品	五社神社木彫随神像	S44. 4. 7	五社神社	天正 5 年
	県指定	美術工芸	五社神社狛犬 2 号	S44. 4. 7	五社神社	天正 6 年
	県指定	史跡	増島城跡	S34. 11. 16	飛驒市	
	市指定	美術工芸	若草山の記	H12. 3. 29	個人	明応 6 年
	市指定	美術工芸	後撰集	H12. 3. 29	個人	室町
	市指定	美術工芸	足利義政詠着到百首和歌	H12. 3. 29	個人	文明 12 年
	市指定	美術工芸	飛驒国司姉小路家譜	H12. 3. 29	個人	江戸後期
	市指定	美術工芸	姉小路両卿和歌短冊二葉	H12. 3. 29	個人	室町
	市指定	美術工芸	姉小路基綱消息	H12. 3. 29	個人	室町
	国認定	重要美術品	姉小路基綱消息	S12. 2. 16	個人	室町
	市指定	美術工芸	絹本著色姉小路基綱、濟継画像	H23. 4. 1	個人	江戸後期
	市指定	美術工芸	福全寺快尊上人遺品 笈	S35. 5. 11	誓願寺	江戸初期
	市指定	史跡	細江歌塚	S46. 8. 2	杉崎区	江戸
	市指定	史跡	細江の跡	S63. 3. 1	飛驒市	
	市指定	美術工芸	金森頼峯遺墨	H3. 3. 15	林昌寺	江戸
	市指定	美術工芸	金森氏遺品	H3. 3. 15	林昌寺	江戸
	市指定	建造物	林昌寺山門	S33. 5. 12	林昌寺	江戸
	市指定	建造物	円光寺山門	S33. 5. 12	円光寺	江戸
	市指定	史跡	金森家臣垣見氏墓碑及び墓地	S37. 6. 29	個人	江戸
	市指定	史跡	上人塚	S30. 5. 26	市中組	
市指定	天然記念物	天王洞のイチイ	S53. 1. 10	杉崎区		
市指定	天然記念物	福全寺跡の大イチョウ	S30. 5. 26	飛驒市		
宮川	市指定	史跡	忍城址	S50. 7. 1	個人	
	市指定	史跡	小谷城址	S53. 11. 20	法人	
	市指定	史跡	塩屋城址	S50. 7. 1	塩屋区	
	市指定	史跡	塩屋筑前守戦死の地	S50. 7. 1	戸谷区	
河合	市指定	史跡	墳墓・後藤帯刀・無名戦士の碑	S53. 12. 15	個人	
神岡	国指定	史跡	江馬氏城館跡（下館跡・高原諏訪城跡・傘松城跡・土城跡・寺林城跡・政元城跡・洞城跡・石神城跡）	S55. 3. 21 (R6. 2. 21 追)	飛驒市 他	中世
	国指定	名勝	江馬氏館跡庭園	H29. 10. 13	飛驒市	

2. 自然的環境

(1) 史跡の立地

史跡が所在する飛驒市は周囲が3,000mを越える飛驒山脈などの山々に囲まれる。山々の間には小河川や支谷が形成され、宮川や高原川などの河川に注ぐ。これら河川が深いV字谷を刻みながら侵食により幾階層もの河岸段丘を形成している。市内の平地は史跡が位置する飛驒市古川町から高山市国府町に広がる古川・国府盆地や神岡町の市街地を中心とした地域でみられる。

古川町では盆地のやや西寄りを北西から南東へ宮川が貫流する。さらに盆地の東側にはその支流の荒城川が流れ、盆地の中央付近で宮川と合流する。合流点の標高は約490mである。宮川は高山盆地から、荒城川は高山市国府町の通称荒城谷から流れる。また、宮川は古川盆地の北端で向小島城跡の西側を流れる殿川と合流する。河合町では北側に小鳥川、中央を東西に稲越川が流れる。小鳥川は河合町と宮川町の境で稲越川と合流し、その直後に宮川へ流れ込む。宮川町では町内をほぼ縦断する形で宮川が南から北へ流れている。その河川に沿って小規模な河岸段丘が形成され、その河岸段丘上に集落が立地する。

姉小路氏城跡は飛驒市古川町・河合町に所在する。古川町は古川盆地にあり、南側には国府盆地・高山盆地、北側に河合町や宮川町が位置する。姉小路氏の支配領域としては河合町や宮川町といった古川盆地の周辺地域まで含まれ、姉小路氏城跡は古川盆地を取り囲む山上に点在する。

1) 主要街道等について

古川盆地は、高山盆地と接続し越中と接していることから古くより交通の要衝であり、街道が整備されていた。これらの街道は河川に沿って整備され、人々の居住地も街道・河川に沿って点在している。飛驒と越中を結ぶ街道を越中街道と呼び、主要なものは越中東街道・越中中街道・越中西街道の3筋であった。古川盆地は、このうち最も西側・宮川沿いの越中西街道が通行する。さらに、主要街道から派生・連絡する幾つかの脇街道が通っていた。

戦国時代以降、姉小路氏は情勢の中で北部の高原郷を拠点としていた江馬氏としばしば対立する。その後、古川盆地が三木氏の勢力下に置かれると、江馬氏に加えて越中や越後、美濃などの国外勢力との関係性が深くなる。各地区に山城が築かれた背景には、高原郷方面に加え越中方面や南飛驒方面の街道の出入りを監視する必要に迫られたためと考えられる。

2) 各城跡の立地について

史跡を構成する城跡から、古川盆地に所在する他の城跡や街道・拠点集落を把握できるような箇所立地する(図1-8)。

古川城跡は、高山盆地から古川を経由して越中に抜ける街道と、古代からの中世集落である上町遺跡を見下ろす山麓に所在する。小島城跡は、古川盆地から神岡を経由し、越中に通じる街道沿いに立地し、古代から中世にかけての集落である太江遺跡を見下ろす。野口城跡は、宮川沿いの越中西街道と越中から神岡を経由して古川に至る数河街道の合流地点に立地する。向小島城跡・小鷹利城跡は、保峠・湯峰峠をこえて飛驒白川郷方面から古川へ至る街道沿いに立地し、峠方向と盆地内部を望むことができる。

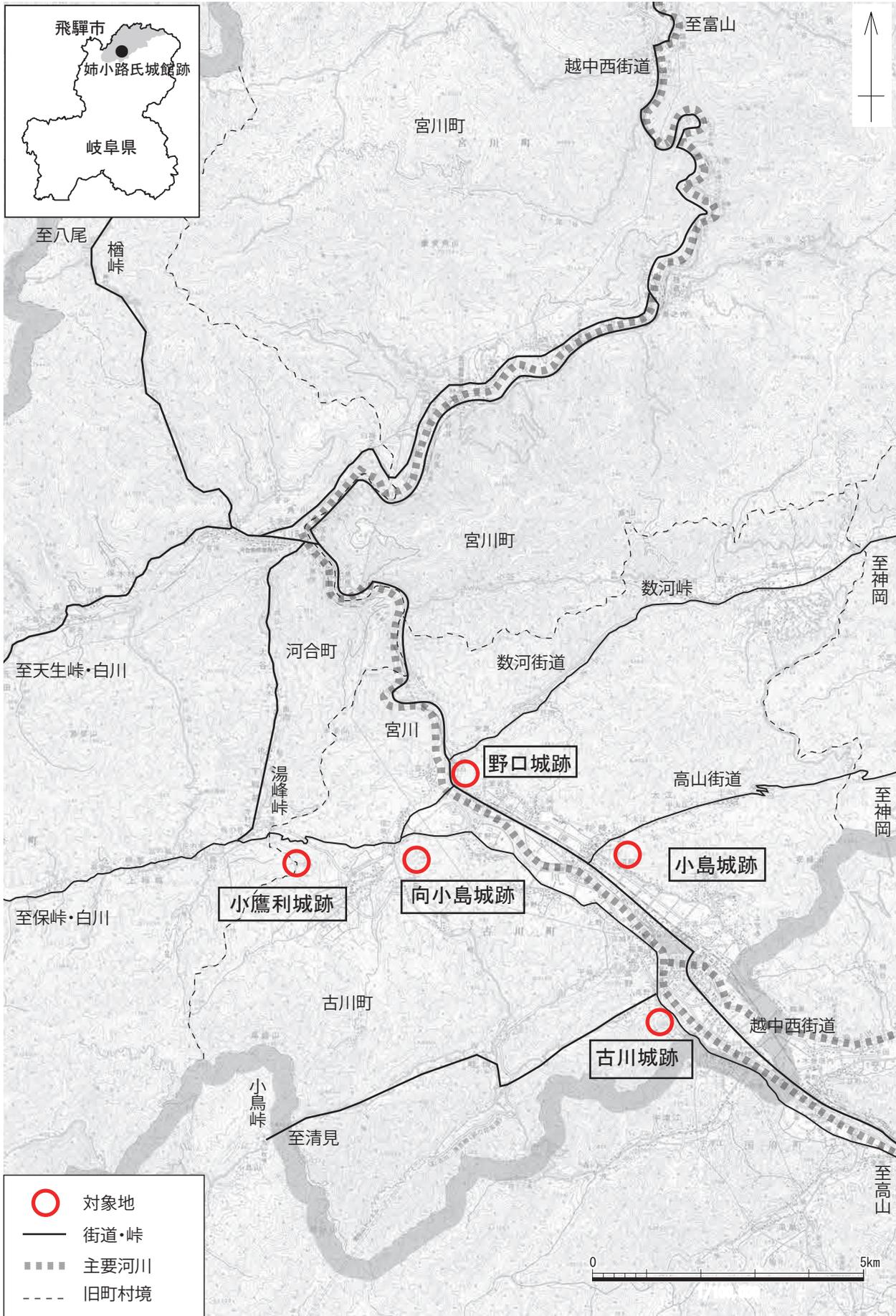


図 1-8 史跡の広域位置図

(2) 地形・地質

史跡が所在する古川盆地を取り囲む山地は、船津花崗岩類や手取層、濃飛流紋岩により形成される(図 1-9、図 1-10)。船津花崗岩類は盆地の北側に広がる。手取層は礫岩・砂岩・頁岩等からなり、盆地の南側において宮川を東西に横切るように分布する。濃飛流紋岩は、大規模な火山活動によって形成された火砕流の堆積物であり、溶結凝灰岩である。岐阜県の3分の1に及ぶ広大な範囲に分布しており、盆地に広がっている。城跡周辺に目を向けると、野口城跡の一带は船津花崗岩類が分布する。小鷹利城跡は手取層(砂岩層)で構成される。向小島城跡も手取層(杉崎砂岩層・沼町互層)が分布する。小島城跡も同様に手取層(杉崎砂岩層・沼町互層・太江頁岩層・種村礫岩層・更新世堆積物)が分布している。古川城跡周辺は濃飛流紋岩が分布する。

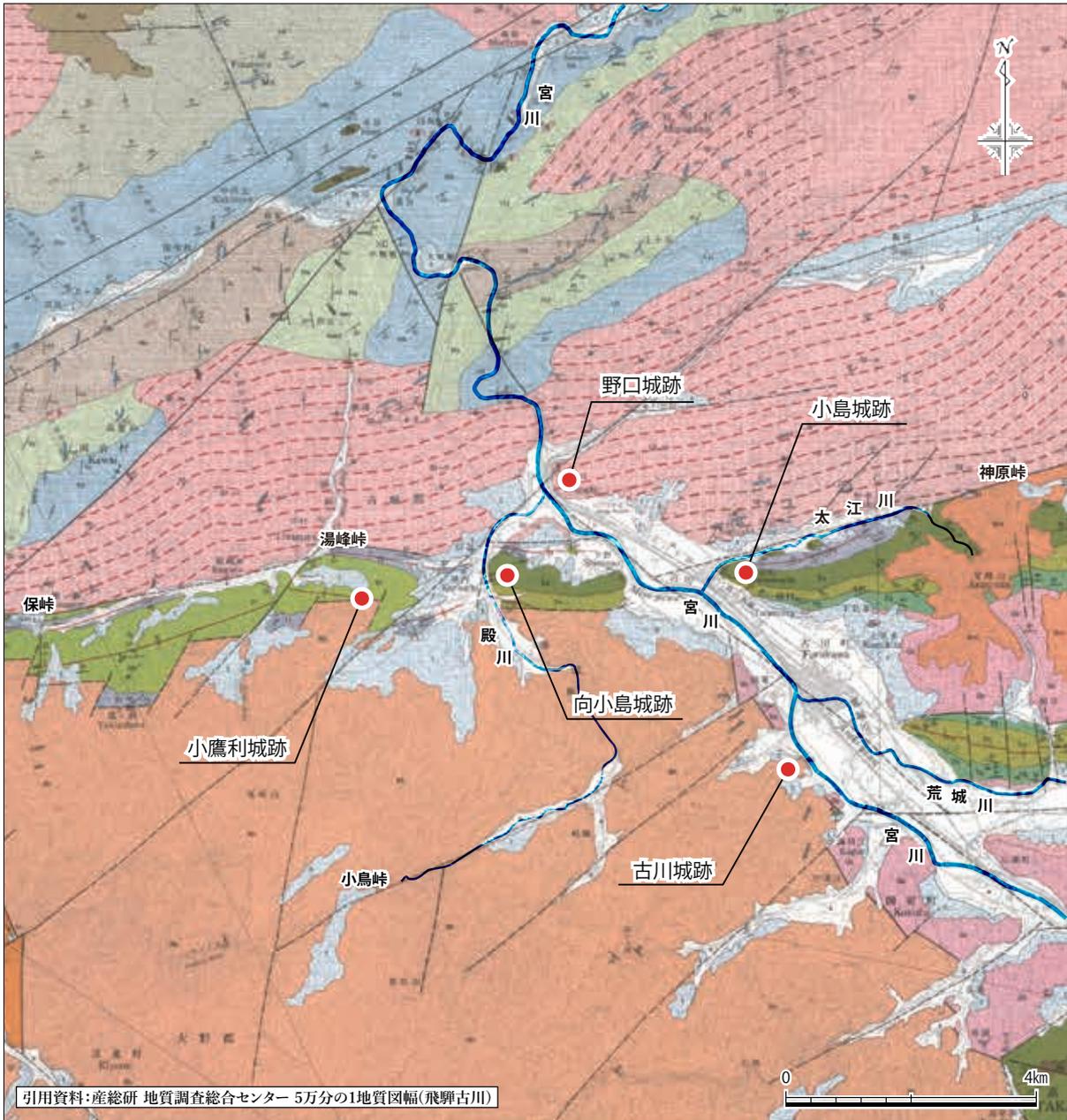
この地域の付近を通る活断層として跡津川断層がある。跡津川断層は飛驒市宮川町林と河合町角川間の宮川と角川と天生とを結ぶ小鳥川の流路にほぼ一致する。跡津川断層は、古川盆地周辺における活断層の主導的な役割をはたし、他の活断層はほとんどすべて跡津川断層に平行、あるいは何かの関係をもった方向に走っている。周辺の断層のうち、数河断層は飛驒市神岡町寺林付近から飛驒市古川町野口付近まで、概ね東北東-西南西方向に延びる活断層であり、野口城跡の北部に分布する。また、太江断層は、高山市上宝町荒原付近から飛驒市古川町杉崎付近まで概ね東北東-西南西方向に延びる活断層で、小島城跡の北側に分布する。稲越断層は、飛驒市古川町谷の西から栗ヶ谷川付近まで、概ね東北東-西南西方向に延びる右横ずれを主体とする活断層であり、小鷹利城跡に近い。

跡津川断層は、安政5年(1858)に起こった飛越地震の際に、著しい被害をもたらした。跡津川断層に限らず、この地域の他の活断についても、将来的に地震を引き起こす可能性があるため、常時観測と予防措置を講じる必要がある。

(3) 植生

飛驒市内の森林面積は全体の約93%を占め、高山地帯の森林限界地点には寒帯・高山帯の自然植生が見られ、ミズバショウ群生地も市内に所在する。民有林については、スギ・ヒノキ・サワラといった針葉樹林の人工林は29.4%と岐阜県平均の45.1%を大きく下回り、天然林が66%と大きな割合を占める(岐阜県2015)。史跡周辺の植生について、約30年前の調査ではあるが、地域内を網羅的に調査した第3回自然環境保全調査の成果(環境庁1988)をもとに、史跡指定地周辺の植生を整理する(図 1-11～図 1-16)。

これによると、野口城跡はアカシデ・イヌシデ群落であるとされている。小鷹利城跡はアカマツ群落、ブナ・ミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林が分布する。向小島城跡にはアカマツ群落、ブナ・ミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林が分布する。小島城跡と古川城跡はスギ・ヒノキ・サワラ植林である。



	礫・砂及び粘土		礫岩・凝灰質砂岩・頁岩及び炭質頁岩		花崗閃緑岩・細粒アダムロ岩など		石灰岩
	礫・砂及び粘土		砂岩・頁岩及び礫岩		アダムロ岩・花崗閃緑岩・斑状花崗閃緑岩など		黒雲母斜長石石英片麻岩・角閃石黒雲母斜長石石英片麻岩など
	デイサイト・流紋岩及び礫岩		頁岩及び砂岩		アダムロ岩・花崗閃緑岩など		晶質石灰岩・透輝石斜長石石英片麻岩など
	安山岩及び玄武岩		砂岩・頁岩及び礫岩		アダムロ岩・花崗閃緑岩・斑状花崗閃緑岩など		黒雲母角閃石微斜長石斜長石石英片麻岩・角閃石透輝石斜長石石英片麻岩など
	珪長岩		砂岩・頁岩及び礫岩		アダムロ岩・斑状花崗閃緑岩など		晶質石灰岩・透輝石斜長石石英片麻岩など
	花崗斑岩		礫岩・砂岩及び礫岩		トナル岩・花崗閃緑岩など		各線s気斜長石石英片麻岩・角閃石黒雲母斜長石石英片麻岩など
	閃緑玢岩		安山岩・緑泥石アクナル閃石石英斜長石片麻岩・角閃石など		閃緑岩・斑れい岩など		黒雲母斜長石片麻岩・黒雲母斜長石石英微斜長石片麻岩など
	流紋岩～流紋デイサイト溶結凝灰岩・溶岩及び凝灰角礫岩		流紋岩・デイサイト・緑泥石アルバイト石英片岩など		安山岩		晶質石灰岩・透輝石斜長石石英片麻岩など
	流紋岩溶岩及び同凝灰角礫岩		花崗岩質ミロナイト		緑泥石白雲母斜長石石英片岩など		晶質石灰岩
	流紋岩～流紋デイサイト凝結凝灰岩		片麻岩を多量に含むアダムロ岩及び花崗閃緑岩		礫岩・砂岩・凝灰岩・凝灰質砂岩など		

図 1-9 周辺地質図

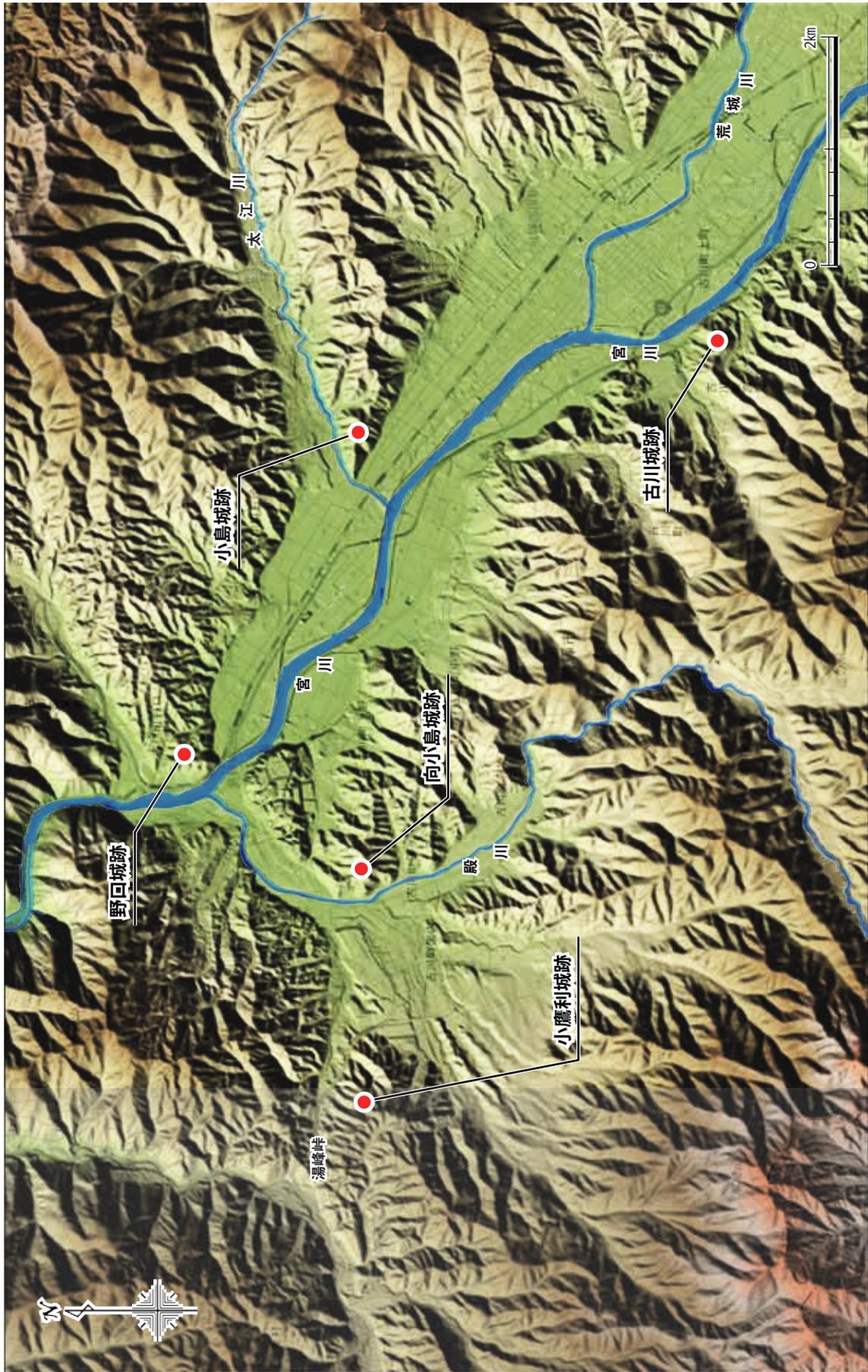


图 1-10 周辺地形図（陰影図）

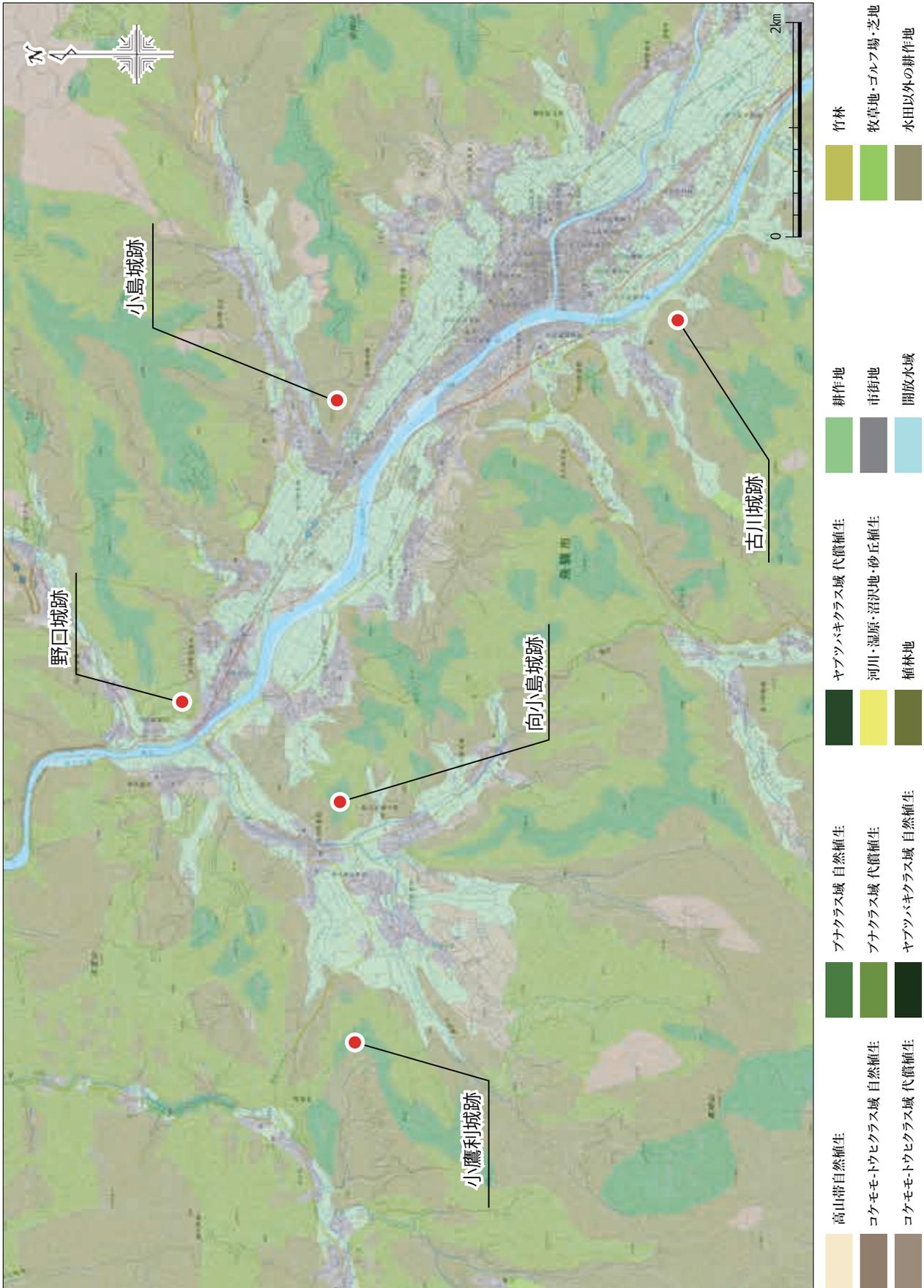


図 1-11 周辺植生図（広域）



図 1-12 周辺植生図（古川城跡）



図 1-13 周辺植生図 (小島城跡)

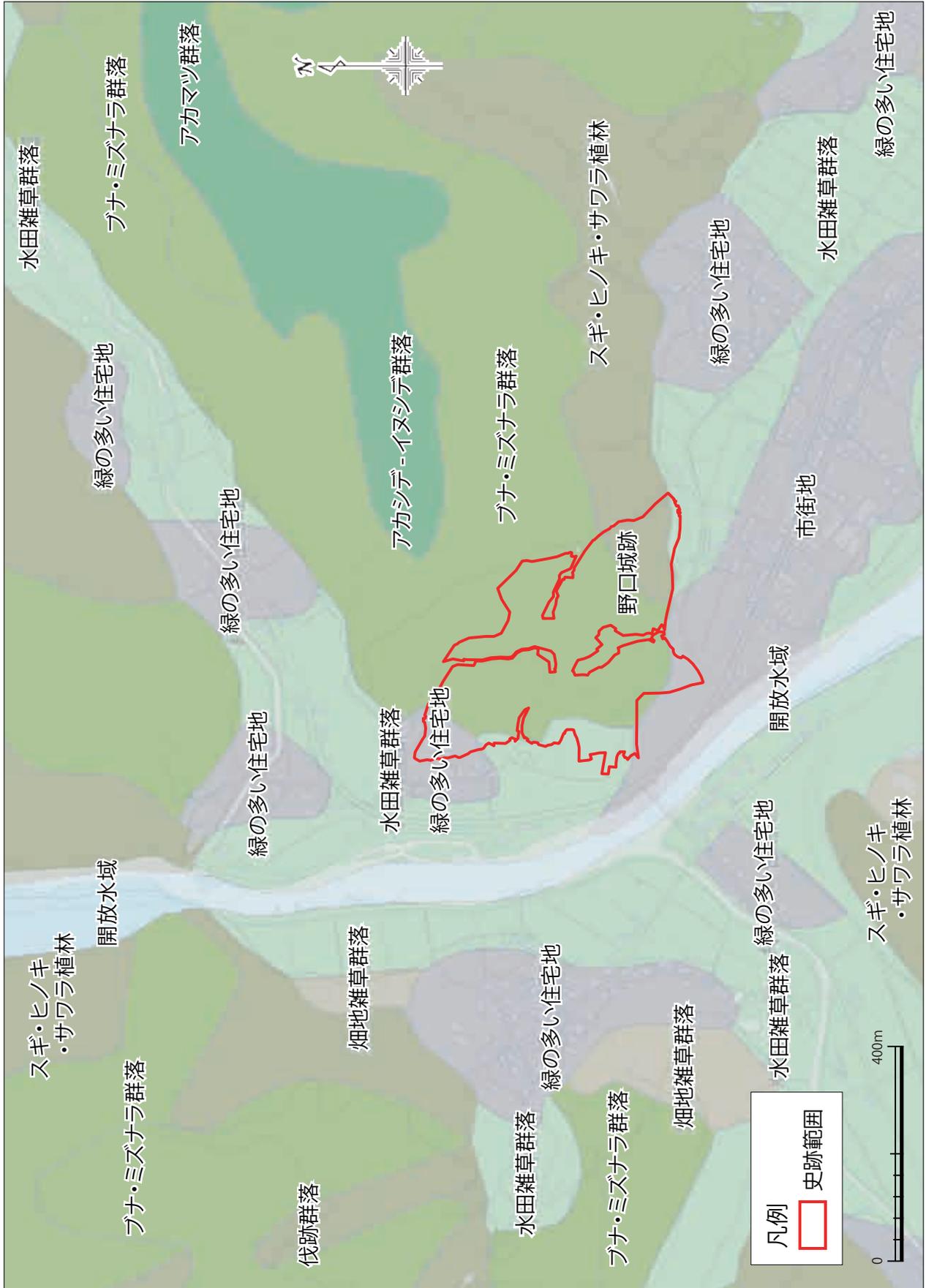


図 1-14 周辺植生図 (野口城跡)

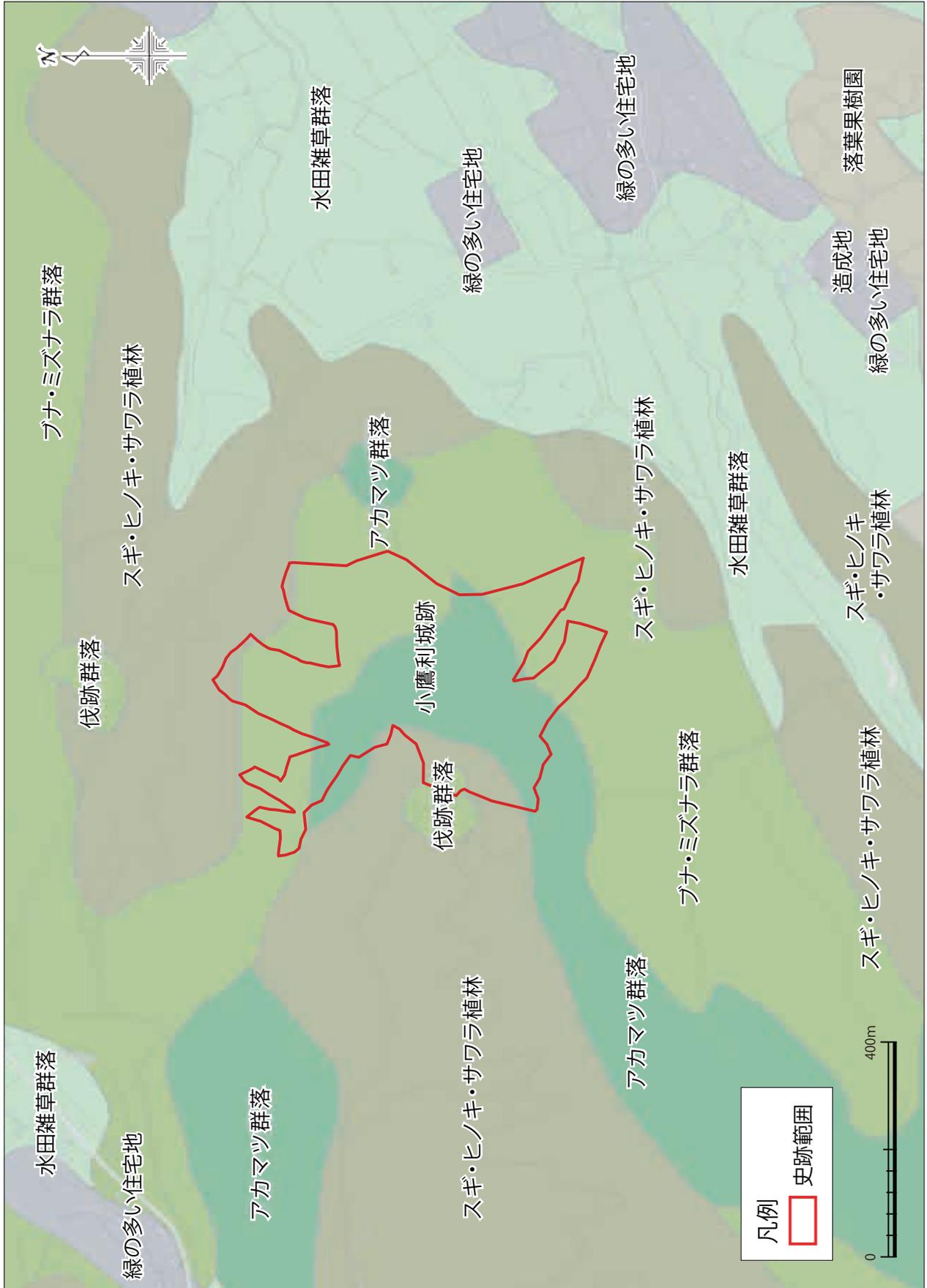


図 1-16 周辺植生図 (小鷹利城跡)

3. 関連する行政計画

本計画の上位計画として「第2期 飛驒市総合政策指針」が位置づけられる。また、史跡の保存活用に関連した各種計画が存在する。それぞれに示されている将来像や各計画における史跡の位置づけを整理する。

また、本計画に密接に関わる他史跡の計画についても、その概要を整理した。

(1) 第2期 飛驒市総合政策指針（令和7年（2025）策定）

令和11年度（2029）までの飛驒市のめざす将来像・基本方針を明らかにしたもので、目指すべきまちの将来像を「いつまでもみんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」とし、人口減少に対応するため、地域のコミュニティや結束を重視している。本指針では政策の柱の一つである「誇りの持てる飛驒市づくり」の実践のために「地域・文化資源を大切に自慢できる仕組みづくり」をその一つとして明記し、飛驒市の地域資源を継承し存続させていく仕組みの構築と、新たな歴史資源等の掘り起こしの推進、地域資源の魅力を広く全国・世界に発信することを掲げている。その政策の一つとして、史跡を含む城跡の調査や保存活用について、以下の通り示されている。

Ⅲ 豊かな環境と個性ある地域資源を大切に自慢できる誇り高いまち（P73）

飛驒市にある豊かな自然環境や湿原などの自然資源、また、当市にしか存在しない歴史、文化、科学などの貴重な地域資源は、市民の誇りであり財産です。こうした地域資源を大切に、誇りと愛着を持って全国・世界に自慢できる誇り高いまちを目指します。（以下関係文抜粋）

① 新たな地域資源・歴史資源掘り起こしと磨き上げの推進

- ・国史跡指定を受けた山城等の保存活用を推進するとともに、全国への情報発信を行うことで認知度を高めます。

② 文化資源継承の推進

- ・江馬氏の城館跡、国史跡に指定された姉小路氏城跡など、歴史的な観光資源の価値を広く内外に伝えます。

(2) 飛驒市都市計画マスタープラン（令和6年（2024）策定）

「飛驒市都市計画マスタープラン」は、令和14年度（2032）までのまちづくりの目標や各地区の基本方針を明らかにしたもので、「まちづくりの基本理念」を「持続可能なまちづくり」「元気であんな誇りの持てるふるさと飛驒市」、「まちづくりの目標」を「持続可能なまちづくり」「自然と人が調和したまちづくり」「歴史・文化を活かしたまちづくり」等としている。史跡に関連する範囲としては、古川地域の主に平野部が都市計画区域に設定され、小島城跡のみ計画区域に含まれる。本区域においては区域区分を定めていないが、ゾーン分けされて土地利用の方針が示されている。各城跡は、都市計画区域外も含めて「山林ゾーン」と位置づけられており、都市を支える公益的機能を発揮するために保全を図るとしている。また、景観保全については飛驒市都市景観条例により古川町の市街地（近世増島城跡の城下町地区）が景観形成地区（駅前景観形成地区・歴史的景観地区）に指定されているが、史跡周辺は指定されていない。

(3) 第2次飛驒市教育振興基本計画（令和6年（2024）策定）

「飛驒市教育振興基本計画」は、令和10年度（2026）までの目指すべき教育の姿を明らかにし、

取り組むべき教育施策を定めたものである。文化財に関する施策としては、「文化遺産の調査研究により顕在化させた価値に基づく地域づくりの推進」という施策の中で、「文化財の調査研究と保存」を掲げている。具体的には、「江馬氏・姉小路氏の関連城館跡の調査研究を継続的に実施するとともに、史跡の保存と活用を積極的に推進することで、貴重な文化遺産として保護するとともに地域遺産や文化観光等の地域活性化に寄与する」と明記している。

(4) 飛驒市森林整備計画（令和2年（2020）策定）

「飛驒市森林整備計画」は、森林法第10条の5に基づき、市町村が策定する森林・林業のマスタープランである。この中で史跡に存在する森林や、これら史跡と一体となり優れた自然景観等を形成する森林は「文化機能」を有するとされており、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備の推進と、風致のための保安林の指定やその適切な管理の推進を方針としている。

(5) 飛驒市地域公共交通計画（令和3年（2021）策定）

令和7年度までを対象に、市内の移動に関する現状・課題と国の政策を踏まえ、地域公共交通サービスによる市民のQOL（Quality Of Life）確保と運行の持続性の確保を両立していくための地域公共交通施策の方向性を示すことを目的とした計画である。市民の通学、通院、買物の移動を担保できる公共交通網形成を目標とするとともに、初めて訪れる来訪者でも利用しやすい地域公共交通を目指している。史跡の関連としては、中心市街地や都市間の移動を担う幹線と、中心部から地域への移動を担う地域路線にそれぞれ城跡が所在している。幹線は市民の移動とともに観光客の移動を想定した計画となっているが、地域路線は主に市民の移動が想定されているところに違いがあり、本計画においても地区間の移動のあり方に留意する必要がある。

(6) 史跡江馬氏城館跡・名勝江馬氏館跡庭園保存活用計画書（平成31年（2019）策定）

市内の神岡町内に所在する史跡江馬氏城館跡・名勝江馬氏館跡庭園の保存活用に係る計画である。史跡江馬氏城館跡は昭和55年（1980）に指定され、翌年に保存管理計画を策定した。その後、パイロット地区として下館跡の保存整備を実施し、当該区画が平成29年（2017）、名勝に指定された。名勝を核とした積極的活用が求められる状況の中で、それらの方向性を定め、史跡・名勝がもつ本質的価値を確実に次世代に継承するため、計画を策定した。

計画では史跡としての本質的な価値を確認し、現状の課題を整理し、それらを克服・改善するとともに、史跡の望ましい将来像（大綱）を定め、その実現に向けて基本方針を示している。計画の大綱として「調査研究の推進と将来への確実な保存継承」「各地域に愛され、護られていく城跡としての整備活用」「飛驒市の地域振興・観光振興への寄与」を掲げている。さらに、整備テーマとして「飛驒市の歴史と文化の発信基地「江馬館」「貴重な山城群をネットワーク的に整備活用」を設定している。その具体的な方針として、本質的価値の確実な「保存（保存管理）」、学校教育・生涯学習・観光・地域振興を視野に入れた「活用」、復旧（修理）及び公開活用のための「整備」、保存活用を進める上での「運営・体制」、当面実施すべき施策を盛り込んだ「実施計画」とその進捗状況の確認を含めた「経過観察」について、それぞれ方向性と手法を明示している。江馬氏城館跡は複数の城跡が含まれるという点で姉小路城跡と類似する。地域全体として一体的に史跡の整備活用を推進するため、江馬氏城館跡の保存活用計画との整合・連携が必要である。